

認定農業者制度の概要

- 認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が経営発展を図るため、5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村が認定する制度。
- 同計画の認定を受けると、(株)日本政策金融公庫からの低利融資のほか、経営安定のための交付金を農用地・農業用機械等を取得するために積み立てた場合に損金算入できる等の税制特例等を措置。

農業経営改善計画の作成

農業者自らが、5年後の目標とその達成のための取組内容を記載

市町村へ申請

市町村が
認定

【認定基準】

- 市町村基本構想に適しているか
- 農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか
- 達成できる計画か

認定農業者

各種支援

○ 経営改善計画の記載内容

- 経営規模の目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積等）
- 生産方式に関する目標（機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入等）
- 経営管理に関する目標（複式簿記での記帳等）
- 農業従事の様態の目標（休日制の導入等）等

○ 認定農業者数

形態	25年3月末
認定農業者	233,386
(うち法人)	16,679

主な支援策

- スーパーL資金（(株)日本政策金融公庫）
農地取得、施設整備等、経営改善に必要な取り組みに要する長期資金を低利で融通。
- 農業経営基盤強化準備金
認定農業者が、経営安定のための交付金を積み立て、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、この積立額や取得額を必要経費又は損金として算入できる制度。
- 農業委員会による農用地の利用権設定等に関する優先的なあっせん